

政法第4118号  
答申第435号  
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長  
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年6月30日付け教職第276号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第550号

平成26年5月14日付けで異議申立人から提起された、平成26年4月14日付け教職第49号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、改めて平成25年度職員団体交渉回答要旨の教職員課調整担当による起案文書（以下「調整起案文書」という。）について、開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成26年4月14日付け教職第49号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は、平成26年3月20日付けで「2014年2月3日に行われた〇〇〇〇〇〇〇〇との交渉で使用された『（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）職員団体交渉回答要旨』に係る起案文書（添付文書をふくむすべて）。要求項目、担当課等によって分かれている場合は、それぞれの起案文書」という開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、職員団体交渉回答要旨とは、職員団体の要求事項に対する実施機関の回答を記載した文書であり、団体交渉の後、当該職員団体に交付されるものである。

上記開示請求に係る2014年2月3日の交渉においても、当組合は4件の回答要旨を渡された。そのうち、本件異議申立てに係るものは、2件である。

(2) 開示された行政文書

2014年4月16日、本件請求に係る行政文書のうち教職員課を担当課とするもの2件、即ち本件決定に係る行政文書が開示された。

なお、残りの2件については、平成26年4月18日付け教総第81号行政文書部分開示決定により、2014年5月1日に開示された。

さて、本件決定によって開示された行政文書は、本件請求に対応する2件の職員団体交渉回答要旨であった。しかし、そのいずれもが、2014年2月3日に交付されたものとは異なるものであった。

よって、本件決定による開示文書は「ニセ文書」が含まれており、本件決定は取り消しを免れない。

### (3) 付記

教育総務課文書・情報室情報公開担当職員の説明によると、職員団体交渉回答要旨は、職員団体への交付に際し、交渉を担当する教育総務課委員会室職員が教職員課から提出されたものをもとに作り直したものであるとのことであった。しかし、もし、そうだとすると、いったん決裁が完了した文書を作り直し、職員団体に交付したことになる。これは、虚偽公文書作成及び偽造公文書行使にあたる行為なのではないかとの疑義が生じるのである。

### 3 意見書

異議申立人は、平成26年9月5日付け意見書において、本件異議申立てに係る特定漏れは、実施機関の文書管理の杜撰さが露呈したものであり、当審査会が本件異議申立てに係る答申において、実施機関に対し適切な指導・助言・勧告等を行うべきと主張している。

## 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求及び本件決定について

実施機関は、異議申立人からの本件請求に対して、以下の文書を特定し、本件決定を行った。

- (1) 平成26年2月3日に行われた〇〇〇〇〇〇〇〇〇との交渉で使用された(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)職員団体交渉回答要旨に係る起案文書(人事室分)(以下「本件対象文書1」という。)
- (2) 平成26年2月3日に行われた〇〇〇〇〇〇〇〇〇との交渉で使用された(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)職員団体交渉回答要旨に係る起案文書(管理室分)(以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。)

### 2 対象行政文書について

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年1月17日付けで異議申立人から提出された「職員の給与等勤務条件に関する要求書」(以下「要求書」という。)に対する回答に係る教職員課人事室及び管理室の決裁文書であって、本件対象文書のそれぞれについて、決裁書、職員団体交渉回答要旨及び要求書からなっている。

本件対象文書1は、同年1月27日に起案され、同月28日に決裁を得て、同年2月3日に施行されたことが記載されており、本件対象文書2には、同年1月22日の日付が記載されている。

本件対象文書によって各室内の決裁を得た職員団体交渉回答要旨（以下「原案1」という。）の2件は、同課管理室調整担当（以下「調整担当」という。）に提出された。

#### (2) その他の対象行政文書について

調整担当に提出された原案1は、調整担当によって改めて起案され、教職員課長によって修正された上で、同課長の決裁を得た職員団体交渉回答要旨（以下「原案2」という。）が教育総務課委員会室に提出された。

なお、確認したところ、同室に提出された原案2は、同室で更に修正を受けた上、起案され、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の決裁を得て、最終的な職員団体交渉回答要旨（以下「確定版」という。）となり、職員団体交渉の時に異議申立人へ渡されている。

すなわち、職員団体交渉回答要旨は、①教職員課人事室及び管理室の各担当が起案して室内で決裁を得たもの（原案1）、②調整担当が起案して教職員課長の決裁を得たもの（原案2）及び③教育総務課委員会室で起案して決裁を得たもの（確定版）が存在する。

原案1及び原案2は、確定版に対して独立して存在するものではなく、確定版が作成される過程で適正に作成されたものであり、確定版の原案となったものである。各文書の相違についても、各段階で適正に修正されたもので、その経過に矛盾はない。

#### (3) 対象行政文書の特定について

以上のことから、本件請求に対しては、教職員課で保有する原案1及び原案2に係る起案文書を特定すべきところ、本件決定では原案1に係る起案文書のみを特定した。

確定版との整合性を確認せず、対象行政文書の検索を十分に行わなかったことが原因である。

#### 3 部分開示決定の理由について

本件対象文書のうち、要求書には、代表者の印影が記録されていた。

代表者の印影は、法人に関する情報であって、当該法人が重要書類に使用するため特別な管理をしているものであり、その印影を開示すると、偽造等が可能となり、当該法人の権利、事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該印影は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。）第8条第3号イに該当し、当該情報が記録されている部分を除いた部分を開示する旨の本件決定を行った。

#### 4 異議申立ての理由について

以上のことから、本件請求に対しては、教職員課が保有する対象行政文書として、本件対象文書のみではなく、原案2に係る決裁文書である調整起案文書についても特定し、開示決定等をすべきところであるから、本件決定が取り消すべきものであることは認める。

異議申立人は、「本件決定による開示文書には『ニセ文書』が含まれて」いる旨主張する。また、「交渉を担当する教育総務課委員会室職員が…作り直したものである」ことを指した上、「もし、そうだとすると、いったん決裁が完了した文書を作り直し、職員団体に交付したことになる。これは、虚偽公文書作成及び偽造公文書行使にあたる行為なのではないかとの疑義が生じる」と主張する。

上記2のとおり、本件対象文書に含まれる原案1は確定版とは異なるものである。しかし、原案1は確定版に至る過程で適正に作成された行政文書であって、「ニセ文書」ではない。

また、異議申立人に渡した確定版は、教育長の決裁を得たものであるから、何ら虚偽の公文書を作成したわけではなく、偽造した公文書を行使したものでもない。

なお、上記2のとおり、調整起案文書及び確定版に係る決裁文書が本件請求に対して開示されていなかったことが、異議申立人がそのような主張を行うに至った原因と考えられる。

教育総務課において、実施機関が理由説明書を提出する時点で既に確定版に係る決裁文書を開示していることから、本件異議申立てに対して、本件決定を取り消した上で、調整起案文書についても開示決定等を行うことで、異議申立人は経過を把握することが可能と考える。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、第2の1及び2（1）のとおりである。

##### 2 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において「本件決定による開示文書は『ニセ文書』が含まれており、本件決定は取り消しを免れない」と主張しており、本件決定における不開示情報については争っていないものと認められる。

したがって、本件決定における対象文書の特定の当否に絞って検討する。

##### 3 本件決定における対象文書の特定について

(1) 職員団体交渉回答要旨の作成過程について

実施機関は、職員団体交渉回答要旨の作成過程について、①教職員課の管理室と人事室が起案し、それぞれ室長の決裁を経たもの（原案1）について、調整担当が取りまとめた上で起案し、同課課長の決裁を経たもの（原案2）を教育総務課に提出、②教育総務課委員会室は、各担当課で作成されたものを取りまとめた上で起案し、教育長の決裁を経たもの（確定版）が職員団体へ交付される、と説明している。

そこで、当審査会が原案1、2及び確定版を確認したところ、実施機関が説明するとおりのとおりであると認められた。

(2) 本件決定の特定の可否について

上記(1)の経緯及び本件請求に記載された文言から、教職員課では原案1及び原案2に係る決裁文書を特定すべきであった。

よって、原案1に係る起案文書については、本件決定において、既に開示していることから、実施機関は原案2に係る起案文書である調整起案文書を改めて特定の上、開示決定等をすべきである。

なお、異議申立人は本件決定による開示文書はニセ文書である旨主張するが、職員団体交渉回答要旨の作成過程は上記(1)のとおりであり、原案1は確定版（平成26年6月26日付け教総第333号で部分開示決定済み。）に至る過程で修正が加えられたため、異議申立人に交付された確定版による回答と、表記がいくつか異なったものであり、異議申立人の主張は認められない。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関は改めて調整起案文書について開示決定等をすべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月30日	諮問書の受理
平成26年8月7日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年9月9日	異議申立人の意見書の受理
平成28年3月23日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)